

■ 児童扶養手当の支給制限について

平成20年4月から、支給資格者である母に対する手当は、支給開始月から起算して5年または支給要件該当月から7年を経過したとき（ただし、認定請求をした日に3歳未満の児童を監護する支給資格者については、児童が3歳に達した月の翌月から起算して5年を経過したとき）は、政令で定めるところにより、支給額の半分を超えない範囲内で減額されます。

■ 現況届の提出時期について

毎年8月…その年の8月から翌年の7月までの手当を受ける資格を確認するために必要です。提出されない場合には、8月以降の手当が差止めになり、2年間提出しないと支給資格を失います。

提出の済んでいない受給者の方は必ず児童福祉課窓口にお越しいただき、提出をしてください。



特別児童扶養手当とは

精神または身体に障害（重度・中度）のある20歳未満の児童を家庭において監護している父もしくは母、または父母にかわってその児童を養育している方が受けることができる手当です。  
この手当は申請をしなければ支給されませんのでご注意ください。

■ 手当の対象となる障害の程度はおおむね次のとおりです

- 特別児童扶養手当1級
  - ・ 身体障害者手帳の判定がおおむね1・2級（内部的疾患含む）程度に該当する者
  - ・ 療育手帳の判定がA・A程度の知的障害である場合、または同程度の精神障害である場合
- 特別児童扶養手当2級
  - ・ 身体障害者手帳の判定がおおむね3級（内部的疾患含む）程度に該当する者
  - ・ 療育手帳の判定がB程度の知的障害である場合、または同程度の精神障害がある場合

■ 特別児童扶養手当の額（平成19年4月）

特別児童扶養手当は、認定請求をした日の属する月の翌月から支給され、障害の程度によつて次のように決まります。

● 対象児童1人につき

- ・ 特別児童扶養手当1級（重度障害）
  - ↓月額5万750円
- ・ 特別児童扶養手当2級（中度障害）
  - ↓月額3万3千800円

■ 特別児童扶養手当の支払日

特別児童扶養手当は、認定請求した日の属する月の翌月分から支給され、年3回、4月・8月・12月に支払月の前月分までの手当が支払われます。（支払日が土・日・祝日などに当たるときは、これらの日の前日とします。）

● 支払日

- ・ 4月11日…12月分から3月分
- ・ 8月11日…4月分から7月分
- ・ 11月11日…8月分から11月分

■ 所得制限について

特別児童扶養手当には所得制限が設けられており、請求者本人や配偶者、同居している親族の方の前年所得金額が下表の所得制限限度額以上である場合には、その年の8月から翌年の7月までの手当が支給停止となります。

－ 所得制限限度額表 －

扶養人数	<請求者本人> 所得制限額	<扶養義務者> 所得制限額
0人	4,596,000円未満	6,287,000円未満
1人	4,976,000円未満	6,536,000円未満
2人	5,356,000円未満	6,749,000円未満
3人	5,736,000円未満	6,962,000円未満
4人	6,116,000円未満	7,175,000円未満
5人以上	以下 380,000円ずつ加算	以下 213,000円ずつ加算

※所得の計算方法（課税台帳に基づき計算します。）

所得＝年間収入金額－必要経費（給与所得控除額など）－諸控除（医療費控除など）－8万円（社会保険料相当額として一律8万円とします。）

所得の年度は以下のとおりです。

- 1月から6月までの請求の方・・・前々年分の所得が適用されます。
- 7月から12月までの請求の方・・・前年分の所得が適用されます。

◆ 児童扶養手当、特別児童扶養手当に関する問い合わせ先はこちら

伊奈庁舎児童福祉課  
☎ 58 - 2111（内線1162）  
☎ 58 - 2394（ダイヤルイン）